

年金制度に関する経済学的分析の展望

平田智子*¹ 坂本 圭*²

要 約

本論文では、年金制度に関わる先行業績のうち小西、八田・小口の論文を中心に展望し、年金制度に関する目的と役割あるいは諸問題等を明確にすることである。その結果、以下のことが明らかになった。すなわち、

1. 年金制度の目的は、長生きあるいは高齢に伴う所得水準が低下した老後生活の保障（長生きのリスクの回避）であるが、年金制度に期待される役割・機能は、モラルハザード、逆選択の留意事項を回避・解決すると同時に、価値財の機能を強化することである。
2. 私的年金と公的年金の機能の違いは、財源の運用の違いによるところが大きいことを考慮すると、公的年金の機能は、情報の非対称性が存在する場合や物価が上昇した場合、あるいは所得が低く、十分な保険料を支払うことができない人たちに対して、国民全体を対象とする強制貯蓄によって、世代間扶養あるいは世代内扶養を通して、長生きのリスクを回避することである。
3. 世代間の所得移転を前提とした賦課方式による公的年金制度に関する主な理論的問題点は、人口構成の変化や給付額の変化などによって、世代間の不公平が生じることである。
4. 現実の公的年金制度を財政方式や制度間格差に焦点を当て具体的に考えてみると、現在のところスウェーデン方式が相対的に実効性のある方式であると言えよう。

本論文の目的は、年金制度に関する経済学的分析の先行業績を展望し、年金制度に関する目的と役割・機能、あるいはそれにまつわる諸問題等を明確にすることである。そのために、ここでは小西¹⁾、八田・小口²⁾の研究を中心に分析を進めていく。本稿の構成は以下になっている。すなわち、

- 1 「年金制度の目的と役割・機能」では、小西および八田・小口の論文を中心に先行業績を整理する。
 - 2 「公的年金と私的年金」では、それぞれの機能やその違いについて考える。
 - 3 公的年金制度にまつわる理論的問題点では、先行業績にみられる主な理論的問題点の中から「世代間の不公平」を取り上げる。
 - 4 「公的年金制度の具体的問題」では、財政方式や制度間格差などの問題について検討する。
1. 年金制度の目的と役割・機能

小西は、年金制度の目的を「長生きのリスクをカバーすることである」³⁾、と述べている。また、丸尾

は、「高齢期及び不測の事態において最低生活を保障し、所得水準の落差を緩和することにより、生活の安定と安心を確保することである」⁴⁾、と述べている。いずれにしても年金制度の役割は、長生きあるいは高齢に伴う所得水準の低下に対する生活の保障が中心となっていると言えよう。しかし、このような年金制度の目的を達成するためには、いくつかの留意事項がある。八田・小口は、以下の3点を挙げている。すなわち、①モラルハザード ②逆選択 ③価値財である。まず、モラルハザードとは、「危険（交通事故、病気、火災等）回避のための手段や仕組みを整備することにより、かえって人々の注意が散漫になり、危険や事故の発生確率が高まって規律が失われることを指す現象であり、元来は、保険市場において用いられた概念である」⁵⁾。例えば、生活保護制度を高齢に伴う所得不安に対応する社会保障制度の一形態と見た場合のことを考えてみよう。高齢者のうち何人かの人には、「どのみち生活保護制度の生活水準が保障されているのなら、現役時代に貯蓄

*1 川崎医療福祉大学 医療福祉学研究所 医療福祉マネジメント学専攻

*2 川崎医療福祉大学 医療福祉マネジメント学部 医療福祉経営学科

(連絡先) 平田智子 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学

E-Mail: w5405001@std.kawasaki-m.ac.jp

をしないで、精一杯消費し、老後は生活保護に頼ったほうが有利である⁶⁾と考える人がでてくるであろう。その結果、生活保護のための政府支出（最終的には、国民の税などによる負担）が大幅に増加することにもなる。この意味で、公的年金は「すべての人に老後のための貯蓄を強制することによって、この種のモラルハザードを防ぎ、無駄な政府支出をせずにすむようにする制度である⁶⁾」ということができよう。

次に、逆選択とは、八田・小口によると、被保険者が健康かどうか、あるいは長生きかどうかといった「被保険者の給付確率に関する正確な情報を保険会社が得ることができないために、それぞれの被保険者の給付確率に合った保険料を課すことができず、他方で被保険者は自分の給付確率に関するより正確な情報を持っている⁷⁾」という情報の非対称性があるために、「給付の確率が高い人ばかりが被保険者となることを選択する⁷⁾」という現象である。このような逆選択の現象が強いと、「保険の給付確率は高くなるので、高い保険料をかけざるを得なくなる。その結果、給付確率が相対的に低い人たちが、保険市場から抜け出してしまい、保険料はますます高くなるから、大多数の人を対象とした年金保険市場が存在しなくなる⁷⁾」ことを留意する必要がある。これが年金の強制加入や国民皆年金の存在する理由でもある。

最後に価値財とは、以下のような概念である。「そもそも消費者主権下の消費者がいつも自分自身にとって完全無欠な選択をするはずがない。長期的には自分が気に入る消費の組み合わせをおおよそ達成するが、そこに至る過程では、小さな失敗を繰り返して試行錯誤するだろう。」⁸⁾このような失敗のうち「一度決定を間違えると、後でやり直すことができない⁹⁾」ような財について「温情主義により、政府が個人に強制的に消費させる財⁸⁾」のことを価値財と呼ぶ。老後のための強制貯蓄である年金制度は、その例の一つである。年金制度の役割や機能は、①モラルハザード ②逆選択の留意点を回避・解決すると同時に、③価値財の機能を強化するための仕組みとも言えよう。

2. 公的年金と私的年金

年金制度には1で述べたような目的と役割・機能があるが、その制度を実施するには、公的年金と私的年金の2つの方法がある。ここでは、公的年金と私的年金の目的・機能と、それらの違いについて再吟味する。

前述のように年金制度の目的は、長生きのリスクをカバーすることである。まず情報の非対称性につ

いて考えてみる。情報の非対称性が存在する場合には、一般的な保険市場で対応しようとすると、前述のように逆選択が生じ、長寿の人や短命の人等、すべての人を対象にして、長生きのリスクを社会全体で完全にカバーすることはできない。特に長生きに自信のある人が多く加入することになる競争的私的年金市場の場合は、長寿の人に対する終身保険制度を実施しようとすると、保険会社の収支は悪化し、存続が困難になる。このような問題に対応するためには、強制加入制度が考えられるが、実行可能性の面から考えると、「国民皆年金」を前提とした公的年金制度が現実的であろう。逆に国民全体を対象とした終身保険制度を私的年金で実施することは、一般的に困難であろう¹¹⁾。

次に、長生きのリスクをカバーするシステムとしての生活保護制度を考えると、前述のようにモラルハザードが生じるので、強制貯蓄としての年金制度が必要になる。この場合も、先の逆選択のケースと同じように私的年金で全員を強制加入させることは、現状では困難であろう。

ところで、長生きのリスクをカバーする機能を果たす際の重要な要件の一つは、インフレーションによるリスクをカバーすることである。すなわち、老後受給できる年金給付が名目額で固定されていれば、その実質価値はインフレーションにより目減りすることになる¹¹⁾。この目減りを補填するためには、給付額の実質価値を維持する機能が必要であるが、積立方式を前提とした私的年金では、これに対処することは不可能である。したがって、こうした機能を果たす制度としては、賦課方式が可能な公的年金制度が適している。ここで、賦課方式とは、具体的には世代間扶養を前提とした財政方式のことであり、インフレーションのリスクは、若い世代がカバーするという世代間の扶養を通して、達成される。その意味で、世代間扶養の機能を持つ公的年金の意味は大きい。

最後に、年金を価値財としてみたときの最低保障年金設定の意味について考えてみる。個人の意思決定を前提とした私的年金制度では、十分な保険料を支払うことができない低所得者は、必ずしも老後のリスクをカバーするのに十分な額の給付を受けることはできない。これを解決するためには、年金制度に最低保障機能を設けることが必要である。保険料収入のみを財政基盤とする私的年金では、この機能を期待することはできない。したがって、別財源をもつ公的年金制度に、この機能をゆだねることになる。

以上のようにみてくると、中嶋¹²⁾が指摘したよ

うに、私的年金は、自らに見合った年金を選択することができるので、ゆとりある老後の生活を各自が設計するという意味で、公的年金の補完的機能の意義が大きい。

3. 公的年金制度にまつわる理論的問題点

以上の議論を前提に、ここでは田近、堀、八田、井堀、牛丸らの分析を中心に、公的年金における賦課方式は、世代間扶養の機能を持つがゆえに、世代間の不公平性を内包しているという問題点を吟味する。

まず、田近¹³⁾は、我が国の年金制度における世代間の不公平は、賦課方式に「保険」と「世代間扶助」の役割が混在していることに起因していることを指摘した。

堀¹⁴⁾は、世代間の意味には、次の2つの視点をあることを指摘している。すなわち、①異時期の同一出生集団(コホート)の違い ②同一時期の退職世代と勤労世代の違い、の2つである。堀は、①のコホートの違いは、社会経済の情勢が異なるため、公的年金だけを取り出してコホート間の公平を論じることに疑問を持っており、②の視点に立っている。一方、八田^{15,16)}は、①のコホートの違いの立場から、賦課方式により、世代間の不公平が生じていることが問題であると述べている¹²⁾。

井堀²⁰⁾、牛丸²¹⁾は、賦課方式を採用している公的年金制度によっておこる世代間の不公平は、急速な少子化、高齢化等の人口構造の急激な変化が原因であると指摘している。一方、高山²²⁾、植田²³⁾は人口構造の変化に加えて、従来の公的年金制度においては、修正積立方式の下で、給付額が上方修正され、勤労世代に一層高い保険料の支払いを強いることになったことを指摘している。

野口²⁴⁾は以下のような単純な年金モデルから賦課方式が持つ論理的矛盾を指摘した。すなわち、賦課方式が導入された最初の時点と最後の時点に注目し、それぞれの時点の世代間の所得移転を考えてみる。まず、最初の時点の退職世代は、勤労世代に保険料を支払っていないにもかかわらず、年金給付を受けることができる。一方、最後の時点の退職世代は、勤労世代に保険料を支払っているにもかかわらず、年金制度が廃止されるので老後給付を受けることができない。このように、最初の時点の退職世代の年金給付は、最後の時点の退職世代の年金給付を先取りしたものであり、年金制度としては最後の退職世代の長寿のリスクはカバーされていないという理論的矛盾がある。すなわち、賦課方式は、年金制度が未来永劫に続くことを前提とした制度であると指摘した。

小塩²⁵⁾は、高山や植田らと同様に世代間の不公

平を指摘したうえで、①賦課方式で運営されている場合、公的年金の規模が大きくなる(給付額と保険料が増加する)と、勤労世代の保険料支出が多くなり、その分資本蓄積にまわる貯蓄が減少することになるため、「長期的に見ると経済成長の阻害要因となる」²⁶⁾。②賦課方式の場合、「世代ごとの負担は人口動態的な要因に大きく左右される」²⁷⁾という理由から、理論的には賦課方式より積立方式が望ましいと主張している。

宮島²⁸⁾は、賦課方式を前提とする公的年金制度は、もはや「保険」ではなく、「世代間所得移転」であるから、年金制度における世代間の不公平を論じること自体が大きな意味を持たないことを指摘している。

4. 公的年金制度の具体的問題

以上のように、3では、賦課方式に伴う年金制度の理論的問題に注目してきたが、現実の年金制度にはこの他にも多くの具体的問題点が存在する。そこで、特に財政方式と制度間格差に焦点を当て、分析する。

4.1. 財政方式

ここでは、年金の財政方式として提示されている賦課方式、積立方式、税方式、スウェーデン方式について先行業績を整理する。

まず、賦課方式とは、ある時点における勤労世代の支払った保険料が、同時期の退職世代の年金給付額とされる方式である。この方式では、勤労世代の保険料による世代間扶養が原則となる。ところが、現在のように少子高齢社会では、保険料収入総額は減少するのに対して、年金給付総額が増大するため、赤字になる危険性が高い。それにもかかわらず、宮島は、賦課方式を維持する立場を主張している。なぜならば、積立方式への移行時に、被保険者に自己の積立金と現在の退職世代の給付額への拠出金という二重負担が生じることや、物価の変動による所得保障機能が弱まること、さらには、国民皆年金制度以来の歴史的経緯を軽視することになるからである。

次に、積立方式とは、勤労世代が支払った保険料を、その世代が退職した後に年金として給付する方式である。積立方式を主張しているのは八田・小口である。八田・小口は、積立方式のメリットとして、以下の4点を挙げている。

- ① 給付額による労働供給阻害効果を持たない。
- ② 世代間不公平が解消される。
- ③ 外生的環境から独立している。
- ④ 資金運用が透明になり、効率的である。

①については、積立方式であれば、支払った保険料がそのまま自らの老後の年金額に反映されるので、

保険料支払いは貯蓄と同様の効果を持つ。したがって、働いて、収入を得れば、その分だけ老後の貯蓄も増えることを意味する。一方、賦課方式では、例えば、少ない保険料でも、生活状況に応じた年金給付額が保障されるため、働いて年金額を増やすという動機が希薄になるという意味で、労働供給阻害効果が働く。

ところで、こうした財政方式の功罪を論じる時には、一定の前提が必要である。つまり、例えば、積立方式においては、物価や生活水準が一定であること、あるいは賦課方式では、人口構成が変化しないことなどである。なぜならば、積立方式の場合、物価や生活水準が大きく変化すると、支払った保険料と生活維持に必要な年金受給額に大きな乖離が生じるし、また賦課方式の場合、人口構成が少子高齢化に伴って変化すると、勤労世代の一人当たりの負担額が増加し、世代間の不公平が生じるからである。

②については、積立方式の場合、受取る年金額は自ら支払った保険料であるから、そもそも世代間移転の問題は生じない。

③については、賦課方式の場合、①の前提条件のところ述べてように、人口構成が一定であることが前提である。しかし、これらの外生的環境要因が変化すると、それによる影響を受けることになる。

④については、賦課方式の場合、①の前提条件のところ述べてように、勤労世代の貯蓄としての保険料が退職世代に年金として給付されるので、積み立てられた資金の運用目的が明確になり、効率的運用の誘因が強まる。

竹本²⁹⁾によると「社会保険方式は保険料支払いという自助、リスク分散という保険技術を用いた共助、加入の強制と税金の投入という公助の組み合わせになっている」としている。これに対して、税方式とは、公助の機能を主体とした税金一括徴収の財政方式であるから、自分がどのくらい支払い、それがいくら給付に反映されているかが不明であるという短所もある。税方式を主張しているのは、橋木³⁰⁾である。その具体的提案内容を要約すると、以下の通り^{†3)}である。

- ① 全国民対象の公的年金を定額支給の1階部分のみの基礎年金とする。(図1参照)
- ② 現行の2階建て部分(厚生年金、共済年金など)は、積立方式とする。
- ③ 基礎年金部分を税方式とし、財源は、当面累進消費税^{†4)}の導入で賄うものとする。

橋木の提案の要点の一つは、基礎年金部分を定額支給とした点である。従来の社会保険方式では、報酬比例部分が主体であり、低所得者は給付額が少ない

が、定額支給にすると、それらの人も老後安心して生活を送ることができる給付額を確保できる。また、税方式を提案する理由は、国民年金の空洞化及び世代間の不公平の解消である。すなわち、税金の形で保険料を徴収するので、未納を防ぐことができるし、税方式で一括徴収すれば、もともと、負担と給付が一致することはないので、世代間の不公平を比較する意味はない。さらに、保険料徴収業務や事業主負担分を全面的に削除することができるというメリットもある。

また、駒村³²⁾は、職業別に分立した制度が産業構造や就労構造の変化に対して脆弱であることを指摘し、全国民を対象とした最低保障年金部分を税財源で行うことを提言している。また、松本³³⁾も、税財源での最低保障年金を提言している。その理由として、最低保障年金の財源を、税方式にすることにより、国民年金の空洞化問題や国民年金保険料に対する所得の逆進性の問題が解消されることを挙げている。さらに、最低保障年金を全国民対象の制度に一元化することにより、現在の制度間格差の是正にも繋がることを指摘している。

我が国は、職域を前提とした複数の制度から構成される年金制度であるのに対して、スウェーデン方式は、図2のように、全国民を対象とした年金制度である。スウェーデン方式の第1番目の特徴は、国民全員が所得の一定率(18.5%)の保険料を支払うことになっているということである。これを所得比例年金と呼ぶが、最低保障額の導入により、この所得比例年金の額が、最低保障額を下回った場合には、その差額分に相当する額を最低保障年金として保障するというものである。その財源は国庫負担としている。第2番目の特徴は、いわゆる「拠出建て(確定拠出)」方式を基本として制度設計されていることであり、まず保険料水準が決定される。この方式では、給付水準は、支払った保険料総額およびその運用利回りの合計額に応じて決定される。したがって、財政収入とは独立に給付水準を先決するという「給付建て(確定給付)」方式の場合に生じる危険性の高い財政赤字と、それに伴う勤労世代の負担の増加は、この「拠出建て(確定拠出)」方式によって軽減されることになる。ところで、この方式では、例えば、経済の低成長や物価の上昇などが予想以上に変動した場合のリスクをカバーすることができない。このようなリスクを回避すると同時に世代間不公平も軽減するために、スウェーデン方式では、所得比例年金として支払う保険料を賦課部分と積立部分に明確に分けて、年金の社会保険としての機能と世代間扶養の機能を両立させることを図っている^{†5)}。こ

れがスウェーデン方式の第3番目の特徴である³⁴⁾。

以上のように、スウェーデン方式は、竹本が指摘した社会保険の自助、共助、公助の機能を具体的に取り入れることによって、各財政方式のメリットを活かすという意味で優れた制度と言えよう。

ところで、スウェーデン方式と我が国の公的年金制度の議論はどのように異なっているのだろうか。スウェーデン方式は図2で示すように、所得水準を基準とした全国民を対象とする一つの制度であるのに対して、我が国の年金制度の議論は、図1に示すように国民年金を基礎年金に置き換えた3つの制度を前提とした制度間比較が基準になっているということである。したがって、両者の基準は必ずしも一致しない。例えば、昭和61年の年金改革における一元化は、あたかも所得水準を基準として、国民年金を1階部分の基礎年金とするという議論の下で、厚生年金制度の積立金を一時的に国民年金制度に流用するという複雑かつ重大な制度間の問題を残すことになった。

4.2. 制度間格差

我が国の年金の制度間格差の議論は、もともと給付額、保険料、加入期間、加入者数、国庫負担、保険料の徴収方法など財政基盤が制度間によって異なることから始まった。しかし、経済的分析で取り上げられる制度間格差は、昭和61年に導入された基礎年金への各制度からの拠出方法にかかわる問題がほ

とんどである。国民年金特別会計基礎年金勘定においては、基礎年金給付に要する費用から特別国庫負担を除いた金額を、何らかの形で捻出しなければならない。現実には、国民年金、厚生年金及び共済年金からの拠出金で賄われている。これを基礎年金拠出金という。問題の指摘は、この各制度からの拠出の按分割合に関するものである。

松本³³⁾は、この拠出の按分割合が、各制度の被保険者数により異なっていることが問題であることを指摘している。すなわち、拠出金の割合を各制度間で按分する時、厚生年金、共済年金では、20歳以上60歳未満の第2号被保険者の数と第3号被保険者の数を加えた数が算定対象者数となる。一方、国民年金では、第1号被保険者数から保険料未納者数及び免除者数を除いた数が算定対象者数となる。その結果、現在のように国民年金の空洞化が起これば、国民年金の保険料未納者数が増加すると、国民年金の算定対象者数は減少し、按分割合は少なくなるのに対して、厚生年金、共済年金の按分割合は逆に増加することになる。このように松本は、本来の赤字の要因である国民年金財政の問題を棚上げにしたまま、その赤字を厚生年金、共済年金でカバーするという制度間の不公平が生じることを指摘した^{†6)}。

また、小口³⁶⁾も、松本同様に、基礎年金への拠出金が、厚生年金、共済年金では、被保険者数で按分されるのに対して、国民年金では、「国民年金加入

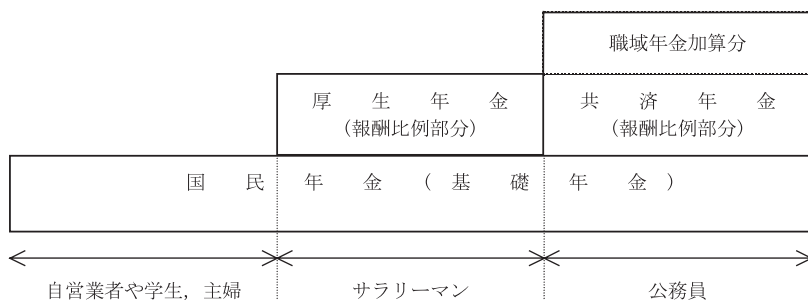


図1 我が国の公的年金制度
出所：財団法人厚生統計協会：保険と年金の動向，52(14)，28，2005，より作成

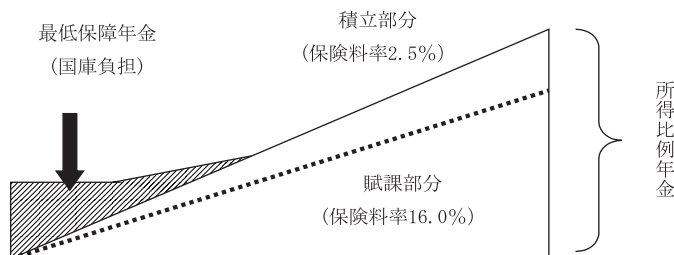


図2 スウェーデンの年金制度
出所：井上誠一：高福祉・高負担国家スウェーデンの分析21世紀型社会保障のヒント．初版，中央法規，東京，2003，より作成

者数ではなく、実際の保険料納付者数に基づいて計算が行われている³⁷⁾点が問題であると指摘している。その結果、基礎年金負担において自営業者と被用者との間に大きな差が生じ、不公平な所得再分配が行われているとも指摘している。

ところで、駒村³⁸⁾、堀³⁹⁾、松本³³⁾は、制度間格差に関連した問題の一つとして、保険料の徴収方法の違いによって生じる国民年金の空洞化を挙げている。実際、国民年金の納付率は、平成14年度には62.8%、平成15年度には、63.4%となっており⁴⁰⁾、国民年金制度では、3人のうち1人が未納者であり、単独の制度としてはすでに崩壊していることを示している。しかも、松本、小口が指摘したように、基礎年金勘定における各制度の拠出金の按分割合の算定対象者数は、厚生年金、共済年金では被保険者数

であるのに対して、国民年金では加入者数ではなく、実際の保険料納付者数であることから生じる制度間の不公平は、容認されているのである。

このように、我が国の年金制度は、単独の制度としては存続できない国民年金制度の赤字の補填を、高所得階層ではなく被用者が代行しているという矛盾を抱えている。

以上の分析からも明らかなように、我が国の年金制度には、理論的・実証的に検討されなければならない課題が多く残されている。

この論文の執筆にあたり、川崎医療福祉大学斎藤観之助教授より、有益な示唆と助言をいただいた。ここに謝意を表したい。しかし、残存するであろう誤解や誤りは、もちろん筆者の責任である。

注

- †1) ただし、この点については、年金の完全民営化の問題として八田・小口が論じている¹⁰⁾。
- †2) ここでいう世代間の不公平とは、生まれた年によって、生涯保険料率と生涯受給率との差の世代間格差のことを言う¹⁷⁻¹⁹⁾。
- †3) ただし、橋木は、具体的な税方式の導入方法や、時期、あるいは、厚生年金の積立金の処理についても提案しているが、ここでは、詳述しない。
- †4) 累進消費税とは商品の贅沢度によって税率に差をつけるもので、贅沢度の高い商品に高い税率を課し、食料品のように生活必需品には低い税率、あるいは非課税にする制度である³¹⁾。
- †5) ただし、リスクをカバーする社会保険の機能を、重視するために、賦課部分を16%、積立部分を2.5%としている。
- †6) この按分方式は、医療保険制度でも用いられており、この制度間の不公平性については斎藤が指摘している³⁵⁾。

文 献

- 1) 小西秀樹：年金制度の経済理論：逆選択と規模の経済。大槻幹郎，小川一夫，神谷和也，西村和雄編，現代社会の潮流 1998，東洋経済新報社，東京，111-157，1998。
- 2) 八田達夫，小口登良：年金改革論 ―積立方式へ移行せよ―。初版，日本経済新聞社，東京，1999。
- 3) 小西秀樹：年金制度の経済理論：逆選択と規模の経済。大槻幹郎，小川一夫，神谷和也，西村和雄編，現代社会の潮流 1998，東洋経済新報社，東京，114，1998。
- 4) 丸尾直美：第1章公正で持続可能な年金制度への改革 ―各国の年金改革からの教訓―。駒村康平編，年金改革安心・信頼のできる年金制度改革，初版，財団法人社会経済生産性本部生産性労働情報センター，東京，2005。
- 5) 斎藤観之助：医療サービスにおけるモラルハザード ―老人医療費無料化の教訓(1)―。MMRC，14(13)，33，2003。
- 6) 八田達夫，小口登良：年金改革論 ―積立方式へ移行せよ―。初版，日本経済新聞社，東京，10，1999。
- 7) 八田達夫，小口登良：年金改革論 ―積立方式へ移行せよ―。初版，日本経済新聞社，東京，11，1999。
- 8) 八田達夫，小口登良：年金改革論 ―積立方式へ移行せよ―。初版，日本経済新聞社，東京，14，1999。
- 9) 八田達夫，小口登良：年金改革論 ―積立方式へ移行せよ―。初版，日本経済新聞社，東京，15，1999。
- 10) 八田達夫，小口登良：年金改革論 ―積立方式へ移行せよ―。初版，日本経済新聞社，東京，13，1999。
- 11) 小西秀樹：年金制度の経済理論：逆選択と規模の経済。大槻幹郎，小川一夫，神谷和也，西村和雄編，現代社会の潮流 1998，東洋経済新報社，東京，116，1998。
- 12) 中嶋邦夫：第7章公的年金を補完する私的年金に向けて。駒村康平編，年金改革安心・信頼のできる年金制度改革，初版，財団法人社会経済生産性本部生産性労働情報センター，東京，2005。
- 13) 田近栄治，金子能宏，林文子：年金の経済分析。3版，東洋経済新報社，東京，1996。

- 14) 堀勝洋：公的年金と世代間の公平．季刊・社会保障研究，20(4)，401-416，1991．
- 15) 八田達夫：厚生年金の積立方式への移行．八田達夫，八代尚宏編，社会保険改革．日本経済新聞社，東京，19-52，1998．
- 16) 八田達夫：公的年金の市場収益率方式への移行．日本労働研究機構，分配構造の変化と分配システムの総合的研究・下巻，46，81-106，1993．
- 17) 八田達夫：年金改革．大阪大学教授グループ，日本経済のこれから，有斐閣，37-54，1997．
- 18) 小口登良，木村陽子，八田達夫：日本の公的年金の再分配効果．石川経夫編，日本の所得と富の分配，東京大学出版会，321-353，1994．
- 19) 小口登良：年金の世代間格差と純債務．財団法人国民経済研究協会，景気観測，807，20-23，1993．
- 20) 井堀利宏：21世紀の年金改革：公的年金の守備範囲．季刊年金と雇用，20(1)，16-21，2001．
- 21) 牛丸聡，吉田充志：公的年金制度の考え方と抜本改革の方向性．エコノミック・リサーチ，10，10-21，2000．
- 22) 高山憲之：年金改革をどう進めるか—行政改革に寄せて—．季刊現代経済，50，4-17，1982．
- 23) 植田和男，岩井睦雄，橋本元秀：公的年金制度と世代間所得移転．フィナンシャル・レビュー，10月，1-14，1987．
- 24) 野口悠紀雄：公的施策による世代間の移転．季刊社会保障研究，23(3)，276-283，1987．
- 25) 小塩隆士：社会保障と日本経済 —4— 公的年金の基礎理論(1)．経済セミナー，511，76-82，1997．
- 26) 小塩隆士：社会保障と日本経済 —4— 公的年金の基礎理論(1)．経済セミナー，511，84，1997．
- 27) 小塩隆士：社会保障と日本経済 —5— 公的年金の基礎理論(2)．経済セミナー，512，84-90，1997．
- 28) 宮島洋：社会保障の将来構想．貝塚啓明，金本良嗣編，日本の財政システム：制度設計の構想，東京大学出版会，東京，75-107，1994．
- 29) 竹本善次：年金はどう変わるか．株式会社講談社，東京，2003．
- 30) 橋木俊詔：消費税15%による年金改革．初版，東洋経済新報社，東京，2005．
- 31) 橋木俊詔：消費税15%による年金改革．初版，東洋経済新報社，東京，65，2005．
- 32) 駒村康平：年金はどうなる—家族と雇用が変わる時代．初版，岩波書店，東京，2003．
- 33) 松本淳：セーフティネットとしての最低保障年金．駒村康平編，年金改革 安心・信頼のできる年金制度改革．初版，(財)社会経済生産性本部生産性労働情報センター，東京，63-80，2005．
- 34) 井上誠一：高福祉・高負担国家スウェーデンの分析21世紀型社会保障のヒント．初版，中央法規，東京，2003．
- 35) 斎藤観之助：現代老人福祉再考 —E．ヘミングウェイの世界に寄せて—．Care Science Research，3，1-15，1997．
- 36) 小口登良：基礎年金の財源と受給及び負担の世代間格差．社会保険改革，初版，日本経済新聞社，東京，73-98，1998．
- 37) 小口登良：基礎年金の財源と受給及び負担の世代間格差．社会保険改革，初版，日本経済新聞社，東京，77，1998．
- 38) 駒村康平：年金改革 安心・信頼のできる年金制度改革．初版，(財)社会経済生産性本部生産性労働情報センター，東京，2005．
- 39) 堀勝洋：年金制度の再構築．初版，東洋経済新報社，東京，1997．
- 40) 厚生労働省年金局：国民年金 免除者数，免除率，納付率，繰上げ率の推移，
<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/data/dat-f01.html>，更新日2006/09/28．

(平成18年11月1日受理)

A Survey of Economic Analysis of Pension Systems

Tomoko HIRATA and Kei SAKAMOTO

(Accepted Nov. 1, 2006)

Key words : pension systems, moral hazard, adverse selection, pay-as-you-go method, unfairness between generations

Abstract

This paper intends to make an overview of the previous studies on pension systems with an emphasis on the work of Konishi, Hatta and Oguchi and clarify the roles and purposes of the system. The result can be summed up as follows:

1. The purpose of the pension system is to guarantee the livelihood of the elderly who have lowered income levels accompanied by the aging process and longer lives. Thus, the roles and functions expected of the pension system are to avoid and solve issues which stem from moral hazards, adverse selections and merit goods.
2. The difference between the function of public and private pension systems lies mostly in revenue management. The public pension system aims to provide support among generations or within single generations through compulsory savings from the entire population including those people who cannot pay their insurance premium because of their low income, or when living costs rise and in the presence of asymmetrical information.
3. The major theoretical problems of the public pension system according to the pay-as-you-go method premised on revenue transfer among the generations is a sense of unfairness which emerges from such factors as changes in the demography and in benefits.
4. When the current pension system is reviewed by focusing on finance methods and variances among systems, it can be said that the present Swedish system is a relatively effective one.

Correspondence to : Tomoko HIRATA

Department of Health and Welfare Services Management,
Faculty of Health and Welfare,
Kawasaki University of Medical Welfare
Kurashiki, 701-0193, Japan
E-Mail: w5405001@std.kawasaki-m.ac.jp
(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.16, No.2, 2006 201–208)